

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和3年11月18日(木)

午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁

栃木市生活環境部保険年金課

令和3年度第4回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和3年11月18日(木)午後1時～

場 所 栃木市役所 3階 正庁

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 栃木市国民健康保険税率の見直しについて

資料1

(2) その他

5 閉 会

国民健康保険税率の見直しについて

●前回の協議結果について

- (1) 国民健康保険税の引き下げを行う。
- (2) 国民健康保険財政調整基金（以下、「基金」という。）について適正な保有額を定め、余剰分を何年かに分割し、その相当額を国民健康保険税率の算定に用いる。
- (3) 今回改正される国民健康保険税率について、国民健康保険事業費納付金や基金の推移などを踏まえ、2年後（令和5年度）に検証を行う。
- (4) 課税限度額を以下のとおりとする。

医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合計
63万円 (+5万円)	19万円 (増減なし)	17万円 (+1万円)	99万円 (+6万円)

1. 国民健康保険税率を算出するための前提条件について

(1) ベースとする標準保険料率について

前回、県が示した栃木市の標準保険料率と県の標準保険料率の2つを示したが、本市の被保険者数や所得状況を反映して算出された、県が示した栃木市の標準保険料率（令和3年度）を用いることとする。（端数は切り捨て）

<参考1> 県が示した栃木市の標準保険料率（令和3年度）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	7.60%	2.65%	2.17%	12.42%
均等割	29,151円	10,203円	11,235円	50,589円
平等割	21,456円	7,510円	6,201円	35,167円



<参考2> ベースとなる保険税率（<参考1>を端数切捨した税率）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	7.6%	2.6%	2.1%	12.3%
均等割	29,100円	10,200円	11,200円	50,500円
平等割	21,400円	7,500円	6,200円	35,100円

※均等割・平等割 合計 85,600円

(2) 基金の適正な保有額について

基金については、平成29年度までは、保険給付費の5%程度保有することが望ましいとの指針があったが、現在は基準が示されていない。しかし、国保制度改革により、平成30年度から県に納付する国民健康保険事業費納付金が新たに新設され、予算規模が拡大したことから、今後も安定的な国保運営を行っていくためには、予算額の5%程度保有していることが望ましいと推測される。したがって、本市の基金の適正な保有額を約10億円と算出した。

(3) 余剰となる基金の取扱い方法について

令和3年度末における基金残高が約27億円の見込みとなることから、余剰となる基金については約17億円と推定される。そのため、余剰となった基金を何年かに分割し、分割した金額を国民健康保険税の医療分から減算し、所得割、均等割及び平等割の算定に用いることとする。

なお、後期高齢者医療分及び介護保険分については、各保険の被保険者数や給付費の増加が今後も見込まれ、予測が困難であることから、県が示した栃木市の標準保険料率のとおりとする。

2. 国民健康保険税率の試算について

持続可能な国民健康保険運営を行うため、余剰となった基金（約 17 億円）について、以下の 3 つのパターンに分け、保険税率の試算を行った。

(案 1) 基金約 1 億 7,000 万円を使用した場合（10 年間で基金約 17 億円を取崩し）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	7.2%	2.6%	2.1%	11.9%
均等割	27,400 円	10,200 円	11,200 円	48,800 円
平等割	20,200 円	7,500 円	6,200 円	33,900 円

※均等割・平等割 合計 82,700 円

(案 2) 基金約 2 億 5,000 万円を使用した場合（7 年間で基金約 17.5 億円を取崩し）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	7.0%	2.6%	2.1%	11.7%
均等割	26,700 円	10,200 円	11,200 円	48,100 円
平等割	19,700 円	7,500 円	6,200 円	33,400 円

※均等割・平等割 合計 81,500 円

(案 3) 基金約 3 億 4,000 万円を使用した場合（5 年間で基金約 17 億円を取崩し）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	6.8%	2.6%	2.1%	11.5%
均等割	25,800 円	10,200 円	11,200 円	47,200 円
平等割	19,100 円	7,500 円	6,200 円	32,800 円

※均等割・平等割 合計 80,000 円

<参考> 現行税率

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	8.2%	2.6%	2.4%	13.2%
均等割	32,300 円	10,200 円	12,900 円	55,400 円
平等割	23,800 円	7,500 円	6,000 円	37,300 円

※均等割・平等割 合計 92,700 円

3. 収支状況及び基金の推移（見込）について

医療費（療養給付費・療養費・高額療養費）に関する歳入・歳出を除いた収支状況及び基金の推移の見込については、以下のとおりである。

（案1）基金約1億7,000万円を使用した場合（10年間で基金約17億円を取崩し）

（単位：千円）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	国民健康保険税（現年・滞納分）	3,851,590	3,481,219	3,435,108	3,389,496
	保険基盤安定繰入金	1,087,553	983,786	982,929	982,217
	国県補助金等	274,920	275,000	275,100	275,200
	合計	5,214,063	4,740,005	4,693,137	4,646,913
歳出	国民健康保険事業費納付金	4,716,714	4,716,715	4,740,299	4,764,001
	保健事業費	136,724	139,000	142,000	145,000
	出産育児一時金・葬祭費	66,750	66,750	66,750	66,750
	合計	4,920,188	4,922,465	4,949,049	4,975,751
差引額		293,875	▲182,460	▲255,912	▲328,838
基金残高		2,692,204	※2,803,619	2,547,707	2,218,869

※前年度及び当年度の差引額を加えた額

（案2）基金約2億5,000万円を使用した場合（7年間で基金約17.5億円を取崩し）

（単位：千円）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	国民健康保険税（現年・滞納分）	3,851,590	3,427,830	3,382,253	3,337,170
	保険基盤安定繰入金	1,087,553	967,079	966,240	965,540
	国県補助金等	274,920	275,000	275,100	275,200
	合計	5,214,063	4,669,909	4,623,593	4,577,910
歳出	国民健康保険事業費納付金	4,716,714	4,716,715	4,740,299	4,764,001
	保健事業費	136,724	139,000	142,000	145,000
	出産育児一時金・葬祭費	66,750	66,750	66,750	66,750
	合計	4,920,188	4,922,465	4,949,049	4,975,751
差引額		293,875	▲252,556	▲325,456	▲397,841
基金残高		2,692,204	※2,733,523	2,408,067	2,010,226

※前年度及び当年度の差引額を加えた額

(案3) 基金約3億4,000万円を使用した場合(5年間で基金約17億円を取崩し)

(単位:千円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	国民健康保険税(現年・滞納分)	3,851,590	3,368,389	3,323,406	3,278,911
	保険基盤安定繰入金	1,087,553	946,773	945,944	945,255
	国県補助金等	274,920	275,000	275,100	275,200
	合計	5,214,063	4,590,162	4,544,450	4,499,366
歳出	国民健康保険事業費納付金	4,716,714	4,716,715	4,740,299	4,764,001
	保健事業費	136,724	139,000	142,000	145,000
	出産育児一時金・葬祭費	66,750	66,750	66,750	66,750
	合計	4,920,188	4,922,465	4,949,049	4,975,751
差引額		293,875	▲332,303	▲404,599	▲476,385
基金残高		2,692,204	※2,653,776	2,249,177	1,772,792

※前年度及び当年度の差引額を加えた額

4. 所得階層別税額試算

… 現行税率の税額から増加

モデルケース(1) 世帯主63歳

(単位:円)

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	71.5万円 (5割軽減)	95万円 (2割軽減)	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	限度額
現行税率	27,800	83,900	133,500	233,900	299,900	365,900	431,900	563,900	695,900	827,900	928,500	930,000	93万円
案1	24,800	75,200	119,700	210,000	269,500	329,000	388,500	507,500	626,500	745,500	864,500	952,600	99万円
(現行税率との差)	▲ 3,000	▲ 8,700	▲ 13,800	▲ 23,900	▲ 30,400	▲ 36,900	▲ 43,400	▲ 56,400	▲ 69,400	▲ 82,400	▲ 64,000	22,600	
案2	24,400	74,000	117,800	206,600	265,100	323,600	382,100	499,100	616,100	733,100	850,100	936,300	99万円
(現行税率との差)	▲ 3,400	▲ 9,900	▲ 15,700	▲ 27,300	▲ 34,800	▲ 42,300	▲ 49,800	▲ 64,800	▲ 79,800	▲ 94,800	▲ 78,400	6,300	
案3	24,000	72,700	115,800	203,000	260,500	318,000	375,500	490,500	605,500	720,500	835,500	919,600	99万円
(現行税率との差)	▲ 3,800	▲ 11,200	▲ 17,700	▲ 30,900	▲ 39,400	▲ 47,900	▲ 56,400	▲ 73,400	▲ 90,400	▲ 107,400	▲ 93,000	▲ 10,400	

モデルケース(2) 世帯主63歳、妻60歳

(単位:円)

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	70万円 (5割軽減)	100万円 (5割軽減)	147万円 (2割軽減)	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	限度額
現行税率	44,400	109,600	149,200	255,700	355,300	421,300	487,300	619,300	751,300	877,800	930,000	930,000	93万円
案1	39,400	97,800	133,500	228,900	318,300	377,800	437,300	556,300	675,300	794,300	904,600	980,000	99万円
(現行税率との差)	▲ 5,000	▲ 11,800	▲ 15,700	▲ 26,800	▲ 37,000	▲ 43,500	▲ 50,000	▲ 63,000	▲ 76,000	▲ 83,500	▲ 25,400	50,000	
案2	38,800	96,300	131,400	225,300	313,200	371,700	430,200	547,200	664,200	781,200	889,500	963,000	99万円
(現行税率との差)	▲ 5,600	▲ 13,300	▲ 17,800	▲ 30,400	▲ 42,100	▲ 49,600	▲ 57,100	▲ 72,100	▲ 87,100	▲ 96,600	▲ 40,500	33,000	
案3	38,100	94,600	129,100	221,300	307,700	365,200	422,700	537,700	652,700	767,700	874,000	947,800	99万円
(現行税率との差)	▲ 6,300	▲ 15,000	▲ 20,100	▲ 34,400	▲ 47,600	▲ 56,100	▲ 64,600	▲ 81,600	▲ 98,600	▲ 110,100	▲ 56,000	17,800	

モデルケース(3) 世帯主48歳、妻45歳、子15歳、子10歳

(単位:円)

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	70万円 (5割軽減)	100万円 (5割軽減)	157万円 (5割軽減)	200万円 (2割軽減)	251万円 (2割軽減)	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	限度額
現行税率	69,900	152,100	191,700	267,000	393,700	461,000	572,300	704,300	836,300	930,000	930,000	930,000	93万円
案1	62,000	135,400	171,100	239,000	352,100	412,800	512,500	631,500	750,500	866,400	959,400	990,000	99万円
(現行税率との差)	▲ 7,900	▲ 16,700	▲ 20,600	▲ 28,000	▲ 41,600	▲ 48,200	▲ 59,800	▲ 72,800	▲ 85,800	▲ 63,600	▲ 29,400	▲ 60,000	
案2	61,000	133,200	168,300	235,000	346,400	406,000	504,000	621,000	738,000	851,900	942,900	990,000	99万円
(現行税率との差)	▲ 8,900	▲ 18,900	▲ 23,400	▲ 32,000	▲ 47,300	▲ 55,000	▲ 68,300	▲ 83,300	▲ 98,300	▲ 78,100	▲ 12,900	▲ 60,000	
案3	59,900	130,900	165,400	231,000	340,300	399,000	495,300	610,300	725,300	836,600	925,600	990,000	99万円
(現行税率との差)	▲ 10,000	▲ 21,200	▲ 26,300	▲ 36,000	▲ 53,400	▲ 62,000	▲ 77,000	▲ 94,000	▲ 111,000	▲ 93,400	▲ 4,400	▲ 60,000	

